

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公表番号】特表2018-513235(P2018-513235A)

【公表日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2018-019

【出願番号】特願2017-548161(P2017-548161)

【国際特許分類】

C 08 L	33/26	(2006.01)
C 08 L	33/02	(2006.01)
C 08 K	5/54	(2006.01)
C 08 K	3/34	(2006.01)
C 08 J	7/04	(2006.01)
C 09 D	133/26	(2006.01)
C 09 D	133/02	(2006.01)
C 09 D	7/40	(2018.01)
C 09 D	133/24	(2006.01)

【F I】

C 08 L	33/26	
C 08 L	33/02	
C 08 K	5/54	
C 08 K	3/34	
C 08 J	7/04	C E R B
C 08 J	7/04	C E Z
C 09 D	133/26	
C 09 D	133/02	
C 09 D	7/12	
C 09 D	133/24	

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月1日(2019.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液相、

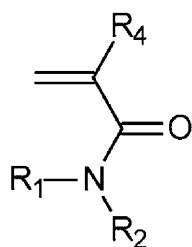
エチレン性不飽和酸性モノマーと窒素含有末端基を含むエチレン性不飽和モノマーとの水溶性コポリマー又はその塩、及び

親水性シラン成分を含む組成物。

【請求項2】

前記窒素含有末端基を含むエチレン性不飽和モノマーが、下記式

【化1】

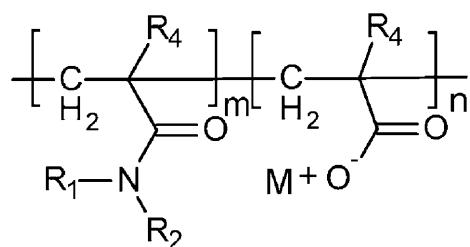


[式中、R₄は、水素又はメチルであり、R₁及びR₂は、独立して、水素、C₁～C₃アルキル、又はR₃SO₃Hから選択され、ここでR₃は、炭素原子の数が2～6個のアルキレンである]で表されるアクリルアミドである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記水溶性コポリマーが、下記一般式

【化2】



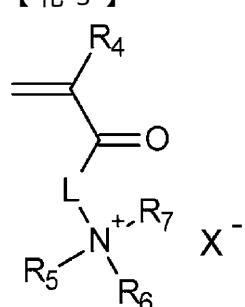
[式中、R₄は、水素又はメチルであり、R₁及びR₂は、独立して、水素、C₁～C₃アルキル、-CH₂OH又はR₃SO₃Hから選択され、ここでR₃は、炭素原子の数が2～6個のアルキレンであり、M⁺は陽イオンである]

を有する、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記窒素含有末端基を含むエチレン性不飽和モノマーが、四級化されたアンモニウム末端基を含み、下記式

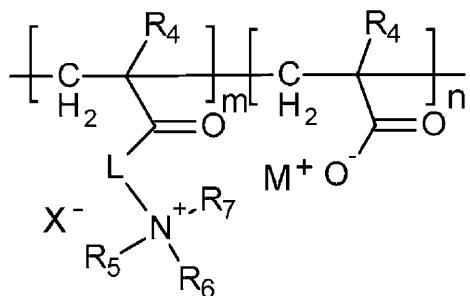
【化3】



[式中、R₄は、水素又はメチルであり、Lは、二価の原子又は二価の連結基であり、R₅、R₆及びR₇は、独立して、C₁～C₄アルキルから選択され、X⁻は、陰イオンである]

で表されるか、又は、前記水溶性コポリマーが、下記一般式

【化4】



[式中、R₄は、水素又はメチルであり、
Lは、二価の原子又は二価の連結基であり、
R₅、R₆及びR₇は、独立して、C₁～C₄アルキルから選択され、
X⁻は、陰イオンであり、
M⁺は陽イオンである]

を有する、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

前記親水性シラン化合物が、双性イオン性シラン、又はスルホネート官能性シランである、請求項1～4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

界面活性剤、保存料、アルカリ金属ケイ酸塩、シリカナノ粒子又はこれらの組み合わせを更に含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

物品を保護し、任意に洗浄する方法であって、請求項1～6のいずれか一項に記載の組成物を基材の表面に適用することと、前記基材の前記表面から水性液相の少なくとも一部を除去することと、を含む、方法。

【請求項8】

前記表面が、ガラス、金属、セラミックス、木材、又は有機ポリマー材料のうちの少なくとも1つを含む、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記基材が、シャワー周り、バスタブ、トイレ、シンク、蛇口、窓、鏡、電化製品及び調理台からなる群から選択される、請求項7に記載の方法。

【請求項10】

乾燥した請求項1～6のいずれか一項に記載の組成物の被膜を備えた物品。